タジエン濃度が〇・〇一体積十億分率以下、アクリロニトリル濃度が〇・〇一体積十億分率以下、塩化ビニル濃度が〇・〇一体積十億分率以下、トルエン濃度が〇・〇一体積十億分率以下、エチルベンゼン濃度が〇・〇一体積十億分率以下及びm－キシレン濃度が〇・〇一体積十億分率以下のもの		窒素の零位調整標準ガスであって、一酸化窒素濃度が〇・一体積十億分率以下のもの	空気の零位調整標準ガスであって、二酸化硫黄濃度が〇・二体積十億分率以下のもの	エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が百体積百万分率以上五百体積百万分率以下のもの及び空気希釈のものであって、濃度が百体積百万分率以上五百体積百万分率以下のもの	揮発性有機化合物九種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、ジクロロメタン、クロロホルム、塩化ビニル、一・二－ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、一・三－ブタジエン及びベンゼンの各濃度が同一、かつ、〇・一体積百万分率以上一体積百万分率以下のもの	ベンゼン等五種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、ベンゼン、トルエン、o－キシレン、m－キシレン及びエチルベンゼンの各濃度が同一、かつ、〇・一体積百万分率以上一体積百万分率以下のもの	しゅう酸塩ピーエッチ標準液、フタル酸塩ピーエッチ標準液、中性りん酸塩ピーエッチ標準液、ほう酸塩ピーエッチ標準液又は炭酸塩ピーエッチ標準液
		窒素の低濃度窒素酸化物測定用零位調整標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの	空気の低濃度二酸化硫黄測定用零位調整標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの	エタノール標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの	揮発性有機化合物九種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの	ベンゼン等五種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの	しゅう酸塩ピーエッチ標準液、フタル酸塩ピーエッチ標準液、中性りん酸塩ピーエッチ標準液、ほう酸塩ピーエッチ標準液及び炭酸塩ピーエッチ標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの

アルミニウム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	ひ素標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	ビスマス標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	カルシウム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	カドミウム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	コバルト標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	クロム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	銅標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	鉄標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	水銀標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの	カリウム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの
アルミニウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	ひ素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	ビスマス標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	カルシウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	カドミウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	コバルト標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	クロム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	銅標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	鉄標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	水銀標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	カリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製